

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月30日

【会社名】 株式会社ジー・スリーホールディングス（旧会社名 株式会社コネクトホールディングス）

【英訳名】 G Three Holdings CORPORATION（旧英訳名 Connect Holdings Corp.）

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼最高管理責任者 長倉 統己

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目3番14号
（注）平成28年11月29日開催の定時株主総会の決議により、
本店 東京都港区南麻布二丁目10番2号が上記に移転しております。

【電話番号】 （03）5439-6580（代表）
（注）平成28年12月5日から下記に変更する予定であります。
（03）5781-2522（代表）

【事務連絡者氏名】 管理部次長 藤井 晃夫

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川二丁目3番14号
（注）平成28年11月29日開催の定時株主総会の決議により、
本店 東京都港区南麻布二丁目10番2号が上記に移転しております。

【電話番号】 （03）5439-6580（代表）
（注）平成28年12月5日から下記に変更する予定であります。
（03）5781-2522（代表）

【事務連絡者氏名】 管理部次長 藤井 晃夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成28年11月29日開催の当社第6期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年11月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るために監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、附則の新設等、所要の変更を行うものであります。
2. 本社移転に伴い、定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。
3. 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

奥田泰司氏、長倉統己氏、香藤紘一氏及び松本卓也氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

名越陽子氏、松山昌司氏及び本間周平氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の総額を年額300百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）にするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役に対する報酬の総額を年額100百万円以内（うち社会取締役50百万円以内）にするものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入するものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

監査等委員である取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	436,747	1,006	0	(注)1	可決 98.65
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件 奥田 泰司 長倉 統己 香藤 紘一 松本 卓也	436,693 436,709 436,613 436,607	1,059 1,043 1,139 1,145	0 0 0 0	(注)2	可決 98.64 可決 98.65 可決 98.62 可決 98.62
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 名越 陽子 松山 昌司 本間 卓周平	436,668 436,665 436,665	1,084 1,087 1,087	0 0 0	(注)2	可決 98.64 可決 98.64 可決 98.64
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件	434,532	3,221	0	(注)3	可決 98.15
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	434,699	3,054	0	(注)3	可決 98.19
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬等の額及び内容決定の件	434,681	3,072	0	(注)3	可決 98.19
第7号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件	434,625	3,128	0	(注)3	可決 98.18

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上